

大田原市業務継続計画

～大規模災害編～



東日本大震災（2011年）で被害を受けた本庁舎内



東日本大震災により崩れた法面



東日本大震災により発生した災害廃棄物の集積所



那須水害時（1998年）に那珂橋に迫る濁流

大田原市
- 令和2年1月 -
(令和5年4月改訂)

目 次

1 業務継続計画とは	1
2 業務継続計画の効果	2
3 業務継続計画の発動・解除	3
4 想定される大規模災害【震災】	4
5 業務継続計画に重要な7要素	5
5-1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	5
5-2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	6
5-3 電気・飲料水・食料等の確保	6
5-4 災害時にもつながりやすい通信手段の確保	11
5-5 重要な行政データのバックアップ	12
5-6 非常時優先業務の整理	14
5-7 受援体制の確保	16
6 業務継続計画の継続的見直し・更新	18

【別資料】

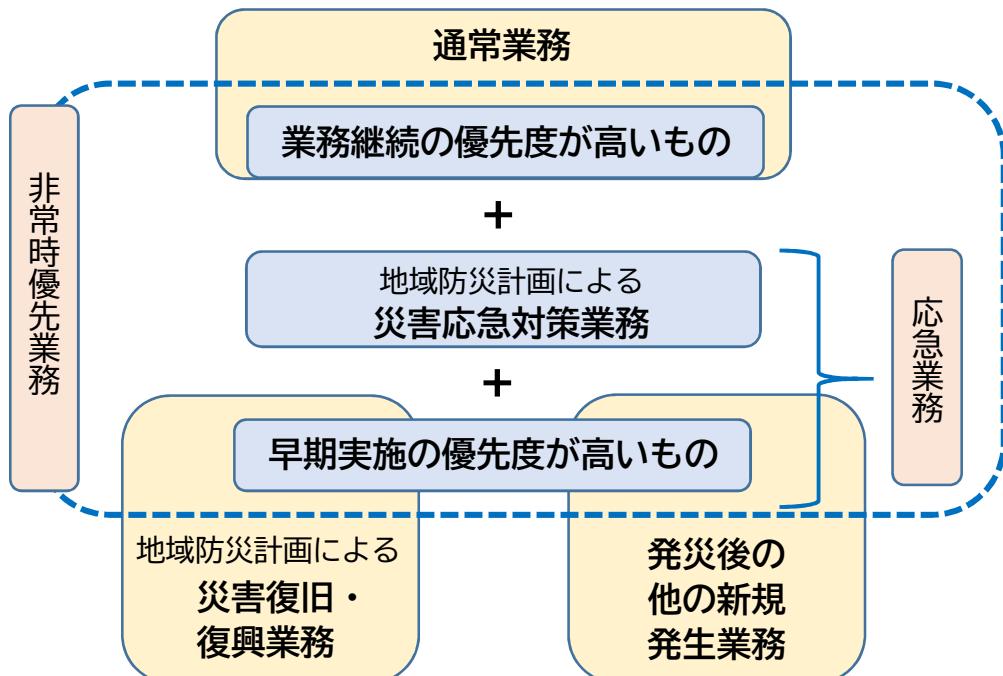
- ・別紙1 災害対策本部の組織及び分担業務
- ・別紙2 非常時優先業務の区分

1 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務※）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務の継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画です。

本市では、災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策を定めた大田原市地域防災計画（※）がありますが、業務継続計画は、地域防災計画を補完し、又は相まって、行政自らが被災し、資源制約が伴う条件下においても、非常時優先業務の実施を確保するものです。

«非常時優先業務のイメージ»



(内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」から引用)

非常時優先業務

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画とは、災害予防、災害応急対応、復旧・復興対策について、実施すべき事項が定められていることに対し、業務継続計画は、地域防災計画に記載のある業務に限らず、優先度の高い通常業務を含んでおり、地域防災計画を補完するもの。

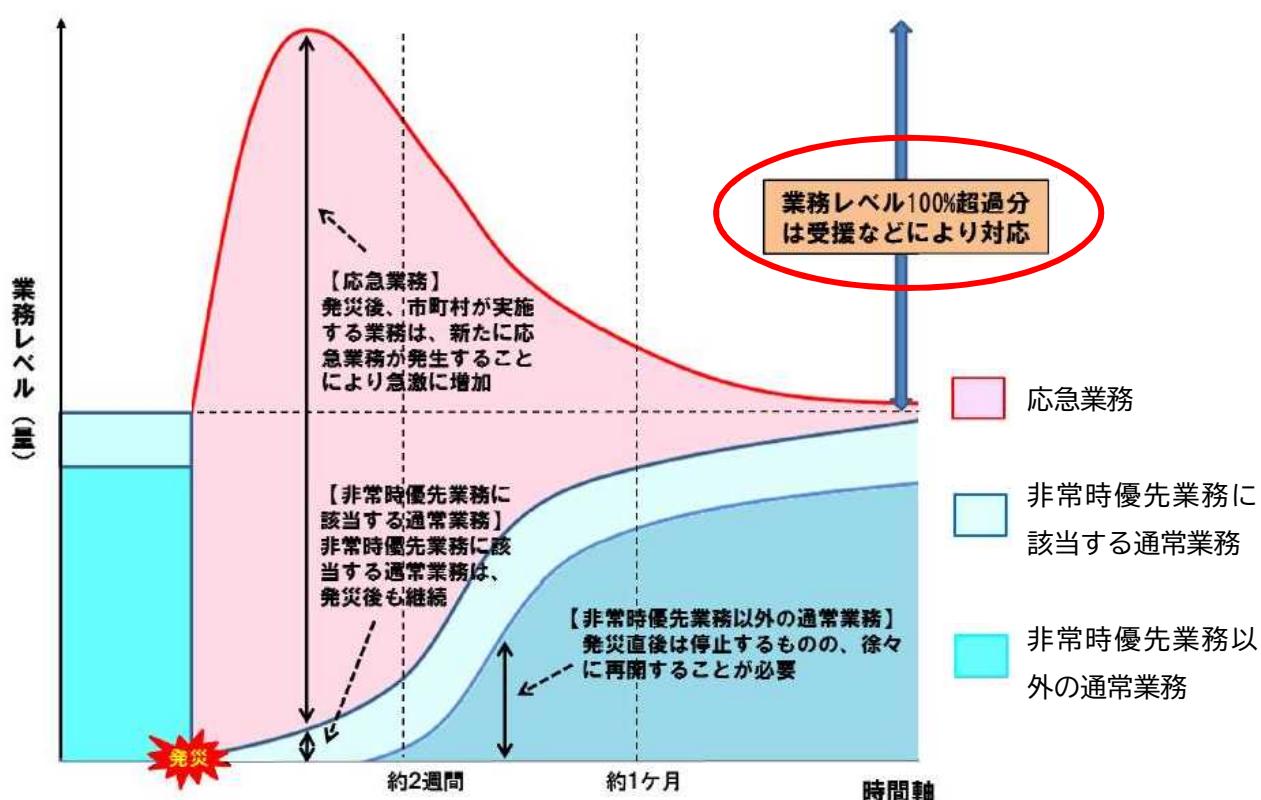
2 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大となることが想定されますが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となります。

具体的には、地域防災計画や各種災害対応マニュアルでは必ずしも明らかではなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになります。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅等の安全衛生面の配慮の向上も期待できます。

«発災後に市が実施する業務の推移»



(内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」から引用)

3 業務継続計画の発動・解除

大規模災害発生時に業務継続計画に基づき、非常時優先業務を実施する発動基準は次のとおりとします。

(1) 発動基準

大規模災害により、市災害対策本部が設置され、市全域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合。

○災害対策本部の設置

- | |
|------------------------------|
| (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき |
| (2) 特別警報が発表されたとき |
| (3) 大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき |
| (4) 市内に災害救助法が適用されたとき |
| (5) 大規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき |
| (6) その他市長が必要と認めたとき |

(大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱)

(2) 発災初動期

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに全庁を挙げて非常時優先業務に取り組むことになります。

発災初動期においては、業務継続計画に基づき、直ちに全庁体制で非常時優先業務を迅速かつ確実に実施し、業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の速やかな業務レベルの向上を図るものとします。

(3) 発動解除

災害応急対策業務が概ね完了したと本部長が認め、災害対策本部を解散したときに非常時優先業務の実施を解除します。

ただし、解除前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとします。

(4) 周知方法等

市が本計画を発動又は解除した場合、自治会、関係機関等へ周知するとともに市ホームページ、よいちメール、市公式SNS、防災行政無線システム等を活用して情報発信することとします。

4 想定される大規模災害【震災】

冬季の深夜に大田原市役所周辺を震源とするマグニチュード6.9の直下型地震により、次の被害が発生するものとします。

被害種別		件 数
人的被害	死者	105人
	重傷者	189人
	軽傷者	1,502人
建物被害	全壊	1,713棟
	半壊	6,918棟
	焼失	5棟
ライフライン被害	上水道 (断水人口)	31,199人
	下水道 (支障人口)	12,010人
	電力 (停電軒数)	2,275軒
	通信 (不通回線)	1,338回線
	LPGガス (供給停止戸数)	4,266戸
交通施設被害	道路被害 (直轄国道)	1箇所
	// (一般道)	82箇所
	鉄道被害 (新幹線)	1箇所
	// (在来線)	4箇所

生活への支障		件 数
避難者数	避難所 (当日・1日後)	3,815人

(出典：大田原市地域防災計画震災対策編)

【参考1】東日本大震災による大田原市の被害状況

平成23（2011）年3月11日（金）午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、本市でも震度6強を観測し、多くの家屋が損壊したほか、本庁舎をはじめ公共施設や道路、水道施設、農業用施設等も被害を受け、水道、電気といったライフラインも一部寸断されました。

被害種別		件 数
人的被害	死者	0人
	重傷者	4人
	軽傷者	5人
建物被害	全壊	7棟
	半壊	119棟
	一部損壊	2,705棟

ライフライン被害	配水地運転停止2箇所、水道管漏水38件
農業被害	農地被害45件、農業用施設被害66件

【参考2】那須水害による大田原市の被害状況

平成10（1998）年8月27日未明、那珂川の上流域で時間雨量90mmという猛烈な雨が降り、余笠川や黒川などが氾濫。その後、雨は31日まで断続的に降り続き、1週間の降雨量は1,200mmに達しました。

那珂川は警戒水位を超え、那珂川橋下流、北滝、湯殿大橋下流の堤防が決壊し、沿川の住宅、水田を襲い、熊川の堤防も数か所にわたり決壊しました。

被害種別	件 数
旧大田原市	床上浸水
	床下浸水
旧湯津上村	床上浸水
	床下浸水
旧黒羽町	床上浸水
	床下浸水

5 業務継続計画に重要な7要素

業務継続計画の中核となる特に重要な7要素は次のとおりです。

- (1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・飲料水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理
- (7) 受援体制の確保

5-1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

○市長不在時の明確な代行順位

非常時において、重要な意思決定に支障を生じさせないため、市長不在時に職務を代行（※）する者をあらかじめ定めておくことが必要とされています。

第1順位	第2順位	第3順位
高橋副市長	斎藤副市長	総合政策部長

市長の職務代行の根拠

災害対策本部条例第2条第2項、副市長事務分担規則第3条、市長の職務を代理する上席の職員を定める規則第1項による。

○職員の参集体制

災害対策本部の組織及び運営に関する要綱第10条及び第11条の規定に基づき参集します。

- ・災害対策本部を設置する旨の指令が発せられたときは、部長は当該部に所属する職員を動員する。
- ・動員の伝達系統

対策本部	総務班	各 部	各 班	班 員
------	-----	-----	-----	-----
- ・伝達は、勤務時間内にあっては庁内放送及び電話等により行い、休日等勤務時間外にあっては電話等により行う。
- ・休日等勤務時間外における伝達の体制については、あらかじめ部ごとに具体的な連絡系統を定めておくものとする。
- ・職員は、休日等勤務時間外において市内に震度6弱以上の地震が発生したことを知ったとき又は上司等から動員の伝達を受けたときは、速やかに所属する本部に参集し、災害応急対策業務に従事しなければならない。
- ・災害の状況により、所属する本部に参集できないときは、最寄りの支所又は出張所に参集することができる。

別紙1 災害対策本部の組織及び分担業務（大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱より）

5-2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

5-3 電気・飲料水・食料等の確保

平成31年1月に供用を開始した本庁舎は、耐震構造及び柱頭免震構造により想定した地震に耐えることができるとされていますが、地震に起因する火災、天井崩落等で本庁舎が使用できなくなることを想定しておく必要があります。

本庁舎が使用不能となった場合の代替庁舎は以下のとおりとします。

- 本庁舎南別館
- 湯津上庁舎
- 黒羽庁舎

本庁舎及び代替庁舎の電気（非常用発電）、上下水道等の設備、非常時の対応等については、次のとおりです。

○各庁舎における設備及び非常時の対応

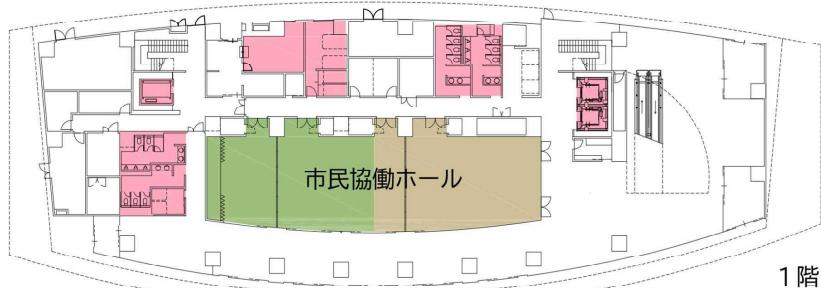
本 庁 舎	
電気	<p>非常用発電機 1台 発電容量：300kVA 燃料、備蓄量：A重油、小出槽（960ℓ+地下タンク5,000ℓ×2基） 運転可能時間：72時間</p>
	<p>電源車接続盤 1基 大規模停電時において、非常用発電機も使用不可となった場合、電源車にて保安負荷電源のバックアップが行えます。</p>
	<p>◆大規模な停電が発生し、非常用発電機を稼働する事態となった場合は、消防ポンプ、排煙機等の法定負荷、照明、コンセント、サーバ、空調、給排水ポンプ、エレベーター等の保安負荷の電源へ100%の出力で電力を供給します。災害対応の拠点となる災害対策本部室、市民協働ホール等は通常時と同様に100%電気を使用することができますが、それ以外の執務室は通常時の30%の使用とします。</p>
	<p>【飲料用水】1階～3階：直結給水方式 4階～8階：受水槽（5m³）+加圧給水方式</p> <p>【非飲料用水】全階 雑用水槽（30m³）+加圧給水方式・・・井水利用</p> <p>◆停電時は、揚水ポンプへの供給が止まり、受水槽に給水できなくなるおそれがあります。 上水の受水槽の保留水を50%と仮定した場合（保留水2.5m³=2,500ℓ）1日当たり約1,000ℓ（職員500人×4ℓ×1/2）使用する計算となりますので、節水に努めることとします。 ※1人当たり1日4ℓ使用。受水槽による給水方式は4階から8階までのため職員数を1/2します。</p>
水道	屋内排水 汚水・雑排水合流方式
	屋外排水 雨水・汚水分離方式
排水	◆災害時はトイレの使用箇所を限定し、下水道断絶時には緊急排水貯留槽（25m ³ ×2基）へ接続します。
	ガス 無
情報・通信	<p>◆大規模停電が発生した場合、非常用発電機を稼働することにより、基幹系システム、情報系システム（※）は通常時と同様に使用することができます。</p> <p>また、デジタル多機能電話機、PHS電話機も非常用発電機を稼働することにより通常時と同様に使用することができます。</p>

基幹系システム…住民基本台帳システム、税システム、農業行政システム、生活保護システム等
 情報系システム…ホームページシステム、複合機システム、ファイル共有システム等

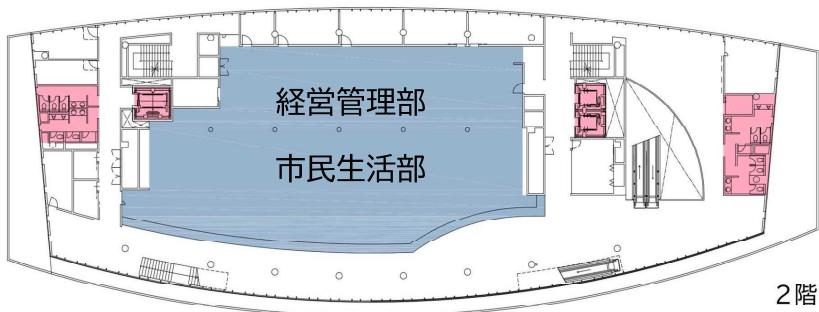
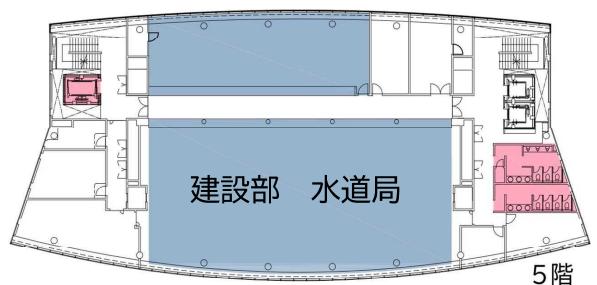
○本庁舎における非常電源対応エリア

■ ■ ■ : 電気は、通常時と同様に 100% 使用することが可能なエリア

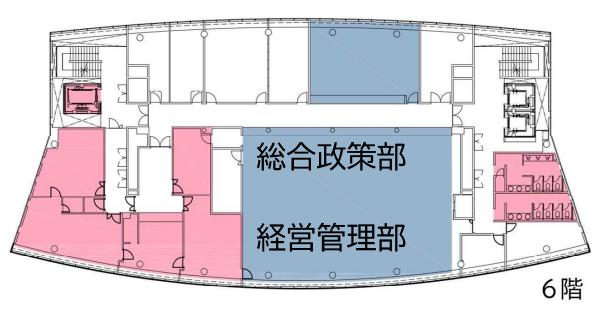
■ : 電気は、通常時の 30% に使用を制限するエリア



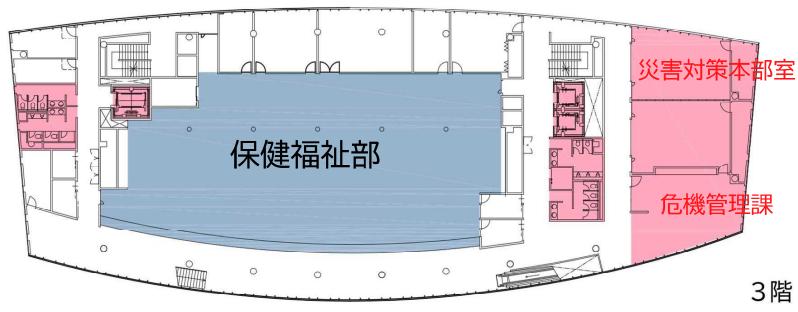
一時避難場所や物資置場、外部団体の活動スペース等として柔軟に使用可能



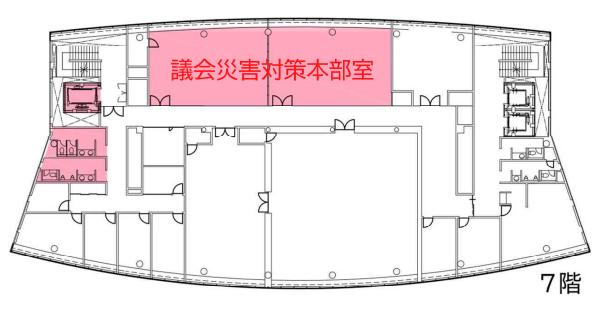
2階



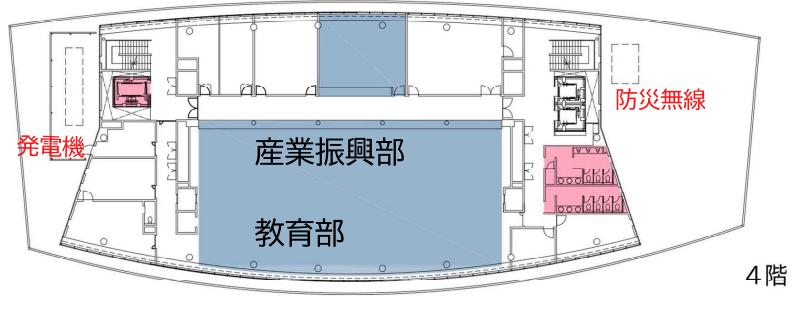
6階



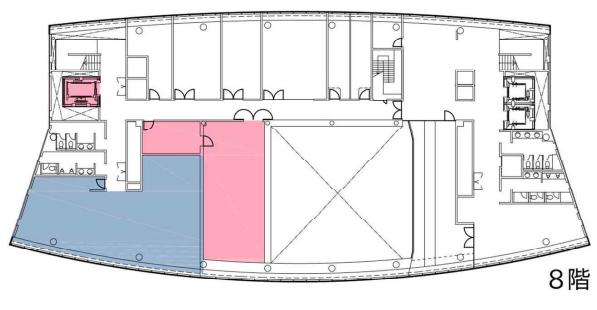
3階



7階



4階



8階

【非常用発電機稼働時の電気の使用】

- 災害活動拠点として、市民協働ホール（1階）、災害対策本部・危機管理課、（3階）、市議会災害対策本部（7階）、機械室（8階）を災害対策拠点エリアとし、電気は通常時と同様に100%使用可能です。
- エスカレーターは停止させ、エレベーターは東側の2基とも1階から3階までの運行とし、西側は物品の搬出入のみ使用できるものとします。
- 照明は最小限の使用にとどめ、空調の使用は庁舎管理者（総務課長）が各フロア管理者に指示することとします。

(非常時用電源コンセント)



本庁舎 南別館	
電気	本庁舎の非常用発電機による電気の供給
情報・通信	◆停電時は、本庁舎の非常用発電機を稼働し、電気供給がされた場合に情報系システムを使用することができます。また、LAN配線を敷設することにより基幹系システムも使用することができます。 電話については、PHS電話機3台分のみ使用することができます。

湯津上庁舎	
電気	非常用発電機 1台 発電容量：90 kVA 燃料及び備蓄量：軽油 950ℓ 運転可能時間 約40時間
情報・通信	◆大規模停電が発生した場合、湯津上庁舎の非常用発電機を稼働することにより、基幹系システム、情報系システムを通常時と同様に使用することができます。電話機も通常通り使用することができます。

黒羽庁舎	
電気	非常用発電機 1台 発電容量：43 kVA 燃料及び備蓄量：軽油 198ℓ 運転可能時間 約18時間
情報・通信	◆大規模停電が発生した場合、黒羽庁舎の非常用発電機を稼働することにより、基幹系システム、情報系システムを通常時と同様に使用することができます。電話機も通常通り使用することができます。

○飲料水・食料等の確保

職員用の飲料水、食料等の備蓄量としては、最低でも3日間分必要とされていますが、現状において職員用の備蓄はしていません。

職員は、市民と同様に自助の観点から各自で最低3日間分の飲料水(9ℓ)、食料を備えて置き、休日等勤務時間外に発災し登庁する際に自宅から持参することとします。

5-4 災害時にもつながりやすい通信手段の確保

1 栃木県防災行政無線（衛星系）

県と各市町で組織する栃木県防災行政ネットワーク運営協議会が管理運営し、固定系と衛星系の回線の併用により、災害時でもつながりやすく、県から県内の市町に一斉に緊急通報を伝達することができます。

●危機管理課 1 台

2 災害時優先電話（一般電話）

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係機関に向け電気通信事業者が提供するサービスです。

災害等で電話が混みあつた場合に通信制限がかかることがあります
が、優先電話は制限を受けずに発信を行うことができます。

ただし、着信については通常電話と同じ扱いとなります。

●市役所市民協働ホール（本庁舎 1 階）、市災害対策本部室（本庁舎 3 階）、湯津上庁舎、各小中学校（27 校）

3 災害時特設公衆電話

大規模災害時に被災者や帰宅困難者が無料で使用することができる特設の公衆電話です。市内の各避難所に配置し、設置（使用）に関しては、災害時に施設管理者が判断します。

●地区公民館（9 館）、各小中学校（廃校を含む 17 校）、大田原体育館、県北体育館、川上健康増進センター

（大田原市地域防災計画）

5-5 重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップ体制は、次の表のとおりです。その他情報漏えい等のリスク軽減、復旧手順の明確化、指揮命令系統の確立、初動体制等を「業務継続計画 I C T 編」で定めています。

システム分類	システム名	管理課	運用形態	バックアップ仕様		
基幹システム	住民基本台帳システム	市民課	クラウド	—	—	—
	戸籍システム		庁内サーバ	RDX	全件	週次
	証明書コンビニ交付システム		クラウド	—	—	—
税務課	住民税システム	税務課	クラウド	—	—	—
	申告受付支援システム		クラウド	—	—	—
	法人市民税システム		クラウド	—	—	—
	固定資産税システム		クラウド	—	—	—
	軽自動車税システム		クラウド	—	—	—
	収納消込システム		クラウド	—	—	—
	滞納整理システム		クラウド	—	—	—
	健康管理システム	健康政策課	クラウド	—	—	—
福祉課	生活保護システム	福祉課	庁内サーバ	NAS	差分	日次
	障害者福祉システム		庁内サーバ	NAS	差分	日次
	障害者支援システム		クラウド	—	—	—
	中国残留邦人支援システム		単独設置	NAS	差分	日次
子ども幸福課	児童手当システム	子ども幸福課	クラウド	—	—	—
	医療費助成システム		クラウド	—	—	—
	子ども子育て支援システム	保育課	クラウド	—	—	—
	介護保険システム	高齢者幸福課	クラウド	—	—	—
	老人施設措置システム		庁内サーバ	NAS	差分	隨時
国保年金課	国民健康保険システム	国保年金課	クラウド	—	—	—
	後期高齢者医療システム		クラウド	—	—	—
	国民年金システム		クラウド	—	—	—
	公営住宅管理システム	建築住宅課	単独設置	HDD	全件	週次
農政課	農業行政システム	農政課	クラウド	—	—	—
	選挙管理システム	選管事務局	クラウド	—	—	—
	農業委員会サポートシステム	農業委員会事務局	クラウド	—	—	—
学校教育課	就学管理システム	学校教育課	クラウド	—	—	—

システム分類	システム名	管理課	運用形態	バックアップ仕様		
個別システム	例規集管理システム	総務課	クラウド	—	—	—
	人事給与システム		クラウド	—	—	—
	防災行政無線システム	危機管理課	庁内サーバ	NAS	全件	日次
	公会計システム	財政課	クラウド	—	—	—
	決算統計システム		クラウド	—	—	—
	起債管理システム		クラウド	—	—	—
	公会計管理台帳システム	総務課	クラウド	—	—	—
	固定資産評価システム	税務課	単独設置	NAS	差分	日次
	家屋評価システム		単独設置	HDD	差分	日次
	電子入札システム	財政課	クラウド	—	—	—
	契約検査システム		単独設置	HDD	全件	隨時
	火葬場予約システム	生活環境課	クラウド	—	—	—
	避難行動要支援者名簿システム	福祉課	単独設置	HDD	差分	日次
	地域包括支援システム	高齢者幸福課	庁内サーバ	NAS	全件	週次
	介護事業者支援システム		庁内サーバ	NAS	全件	週次
	森林管理システム	農林整備課	クラウド	—	—	—
	道路台帳管理システム	道路課	庁内サーバ	NAS	差分	日次
	工事設計積算システム		単独設置	HDD	全件	隨時
	地籍調査支援システム	都市計画課	単独設置	HDD	全件	隨時
	下水道施設管理システム	上下水道課 (下水道事業)	庁内サーバ	NAS	差分	日次
	下水道受益者負担金管理システム		単独設置	NAS	差分	日次
	水道会計システム	上下水道課 (水道事業)	クラウド	—	—	—
	水道料金システム		クラウド	—	—	—
	水道施設管理システム		庁内サーバ	NAS	差分	日次
	浄水場中央監視システム		単独設置	HDD	—	—
	奨学金管理システム	教育総務課	単独設置	HDD	全件	隨時
	物品管理システム	会計課	クラウド	—	—	—

システム分類	システム名	管理課	運用形態	バックアップ仕様		
庁内システム	情報ネットワークシステム	情報政策課	庁内サーバ	—	—	—
	情報セキュリティシステム		庁内サーバ	—	—	—
	統合型地図情報システム		庁内サーバ	NAS	差分	日次
	グループウェアシステム		庁内サーバ	NAS	差分	日次
	ファイル共有システム		庁内サーバ	NAS	差分	日次
	複合機システム		庁内サーバ	NAS	差分	日次
	就業管理システム		庁内サーバ	NAS	差分	日次
	入退室管理システム		庁内サーバ	HDD	全件	隨時
	ペーパーレス会議システム		クラウド	—	—	—
	データ外部連携システム		クラウド	—	—	—
	ホームページシステム		クラウド	—	—	—
	一斉メール配信システム		クラウド	—	—	—

※個別システム及び庁内システムは、主なものを記載しています。

5-6 非常時優先業務の整理

災害発生時に業務量が急激に増加し、利用できる資源に制約がある状況下において業務を継続するためには、優先的に実施する災害応急対策業務と通常業務を時系列で把握する必要があります。

休止した通常業務について、目標とする再開時期をあらかじめ示しておく必要がありますので、別紙2のとおり行政組織規則等に規定されている事務分掌を各課の非常時優先業務としてまとめました。

区分	業務開始目標時間	非常時優先業務	
		主な災害応急対策業務	主な優先すべき通常業務
S	発災 ～3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置（総） ○情報の収集・伝達、通信の確保（総・経） ○避難勧告（総・市） ○避難所の開設（保・教） ○医療救護班の編成（保） ○災害の現況把握（全） 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政情報システム、庁内情報ネットワークシステムの管理運営 ○報道機関との連絡調整 ○戸籍事務 ○火葬場の維持管理 ○社会福祉協議会との連絡調整 ○上下水道施設の維持管理
A	3時間 ～1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○災害応援要請・受入れ（総・経） ○被災者の避難、誘導（総・保） ○緊急輸送活動（総・市） ○ライフラインの緊急点検（建・水） ○避難路・輸送道路の確保（建・水） ○食料、飲料水、生活必需品等の調達・供給（総・保・産・建・水） ○被災者台帳の作成（保・教） 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護 ○防犯にすること ○市税等の収納管理 ○広域クリーンセンター大田原との連絡調整 ○補修基地の管理
B	1日 ～3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○二次災害防止活動（総・建・水） ○保健衛生活動（総・保・市） ○障害物等除去活動（保・市・建） ○文教施設等応急対策（保・教） ○公共施設等応急対策（市・建・水） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと納税寄附金の受入れ ○国民健康保険の資格管理 ○一般廃棄物の収集 ○公金の支出 ○学校給食
C	3日 ～2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警備活動（総） ○農地・農林業用施設等対策（産） ○廃棄物処理活動（市） ○住宅応急対策（建） ○建築物の応急危険度判定（建） ○被災宅地危険度判定（建） ○被災申出証明書、罹災証明書の発行（総・経） 	<ul style="list-style-type: none"> ○税関係の証明発行 ○健康診査、健康相談 ○市広報紙の編集、発行 ○中小企業の金融対策 ○市営駐車場・駐輪場の維持管理
D	2週間 ～1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○義援金の受入れ（総） ○災害見舞金の交付（保） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市税等の賦課 ○医療費助成

主な災害対策本部業務の括弧内

(総) …総合政策部、(経) …経営管理部、(保) …保健福祉部、(市) …市民生活部、
(産) …産業振興部、(建) …建設部、(水) …水道局、(教) …教育部、(全) …全ての部

5－7 受援体制の確保

大田原市単独では十分な災害応急対策業務が実施できないような大規模災害に備え、平成8年に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」の運用を利用し、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努めます。

また、県外の自治体、関係機関、民間企業等とも災害時応援協定を締結していますので、平常時から応援・受援体制等について確認するなど連携体制の強化を図ります。

○他自治体との災害応援協定締結の状況

1対1協定	その他の協定等
8自治体	8協定

○民間団体等との災害応援協定締結の状況

災害復旧	物資	輸送	その他
7団体	6団体	2団体	7団体

災害の規模や発生した時期によって受援の内容は異なりますが、受援の対象となる業務、応援要請をすべき時期及び受援の始期は概ね次の表のとおりです。

多 ← 応援量 → 少



No.	対象業務	発災～ 12時間	～1日	～3日	～1週間	～2週間	～3週間	～1か月
1	避難所運営	■	■	■	■	■	■	■
2	物資の受入れ	■	■	■	■	■	■	■
3	健康・保健（保健師）	■	■	■	■	■	■	■
4	災害廃棄物処理	■	■	■	■	■	■	■
5	道路・河川・橋梁等の 応急復旧	■	■	■	■	■	■	■
6	上水道の応急復旧	■	■	■	■	■	■	■
7	応急給水	■	■	■	■	■	■	■
8	下水道の応急復旧	■	■	■	■	■	■	■
9	ボランティアの受け 入れ		■	■	■	■	■	■
10	生活衛生対策		■	■	■	■	■	■
11	防疫対策		■	■	■	■	■	■
12	被災建築物応急危険 度判定		■	■	■	■	■	■
13	被災宅地危険度判定		■	■	■	■	■	■
14	文教施設		■	■	■	■	■	■
15	家屋被害調査 罹災証明書発行			■	■	■	■	■

6 業務継続計画の継続的見直し・更新

業務継続計画は、いったん策定すればよいというものではなく、計画の実効性を確認し、高めていくために教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要です。

そのためには、震災時において適切に状況を判断し、的確な災害応急対策業務が遂行できるよう職員に対する講習会や研修会を開催し、防災教育の徹底に努めるとともに、罹災証明書交付事務、災害見舞金交付事務等に関するマニュアル等を整備し、災害応急対応業務の迅速化が図られるよう取り組みます。

業務継続に係る訓練には、非常時参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、災害対策本部を対象とした図上訓練など様々な種類がありますが、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画を更新する際に反映させます。

また、電気、飲料水、食料、人員等の必要資源について点検を行い、平時から設備の増強、人員確保・育成について計画的に実施します。

このように、計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等によりP D C Aサイクルを回し、業務継続計画の実効性を高めていくこととします。

なお、本計画は大規模災害編として策定しますが、国民保護対策本部、新型インフルエンザ等対策本部、高病原性鳥インフルエンザ対策本部、又は口蹄疫対策本部が設置され、職員の多くが対策本部業務に従事することとなった場合は、本編「5－6 非常時優先業務の整理」に準じて優先すべき通常業務を行うこととします。



大田原市業務継続計画

～ 大規模災害編 ～

平成27年4月 策定
令和 2年1月 改訂
令和 3年4月 改訂
令和 5年4月 改訂

編集 経営管理部総務課